

## 「子育て世帯の社会保障」の展望－ワークショップにおける討論から－

### I. はじめに

「子育て世帯の社会保障」の各章最終編集に先立ち、各分野の学識者のみなさんに各章の内容についてご討論いただく機会としてワークショップを開催することができた。ここでは各章ごとに討論者及び参加者のみなさんからいただいたコメントに執筆者が応える形式でまとめた。ワークショップにおいては、討論者をはじめとして参加者各位より各執筆者にとって大変有益なコメント及びご助言をいただいた。各執筆者に代わって厚く御礼感謝申しあげる。

### II. 各章の討論要旨

#### 1. 序章 「子育て世帯の社会保障」の意義と本書の構成

序章に関する議論は、子育て支援の必要性・正当性に集中した。討論者からは、わが国の子育て世帯に対する社会支出の配分が少ないという認識や子育て支援の重要性に関する社会的コンセンサスは既に形成されているのではないかと、子育て世帯に対する財源投入が乏しかった理由は、「なぜ高齢者には手厚い給付がなされてきたのか」という理由と対比させることにより一層明確になるのではないかと、といったコメントがあった。また、他の参加者から、少子化が社会経済に及ぼす影響を考えれば「少子化対策」を前面に打ち出すべき時期に来ているのではないかと意見が出された一方、少子高齢社会の「負の側面」ばかり強調するのはどうかという意見も出された。しかし、子育て支援の必要性・正当性の6つの論拠のいずれを強調するかはともかく、子育て世帯に対する社会的支援を充実させなければならないということは参加者共通の認識であった。

#### 2. 第1章 子どものいる世帯の経済状況

討論者からのコメントは、主に2点に集約された。その第1は、技術的な問題として、消費税のような間接税を考慮すると高齢層と若年層の経済格差がどのような姿になるのかという点である。仮に所得水準が同じでも高齢層と若年層では消費性向（可処分所得に占める消費支出の割合）が異なると考えられるので、消費税負担を考慮すると両者の格差が第1章で示されたものとは違う姿になる可能性はある。また、間接税のウエイトが高い先進諸国との比較をする際にもこれは重要なポイントになる。残念ながら第1章が使用する「所得再分配調査」では世帯の消費水準や消費税額が調査されていないため、分析には間接税の影響が含まれていない。消費税率の引き上げが議論されているところでもあり、経済状況を把握する上で消費税負担の重要性は今後高まるものと考えられる。

第2は、出生率との関係である。第1章で示されたような1990年代における子どものいる世帯の実質所得低下が、出生率低下の一因となっているのではないかと指摘が多くあった。少子化対策として今後、若い世代への再分配を拡大することや、ドイツにみられるように、子どもを持つ人と持たない人との間での再分配を行うことなども、近い将来日

本で議論されるようになるのではないかという指摘があった。

### 3. 第2章 子育て世帯に対する社会保障給付の現状と国際比較

討論者からのコメントは、国際比較における社会支出及び家族支出の定義についてであった。定義の対象範囲を見直した場合、日本の国際的な位置づけが変わるのではないかという指摘があった。たしかに、社会支出には子育て世帯の支出と密接な関係がある教育支出が含まれていない。しかし、他の OECD の資料によると、日本の教育支出は諸外国と比較して突出して大きいわけではない。例えば、在学者 1 人当たり教育支出の対 1 人当たり GDP 比(2000 年)では、初等教育から高等教育までの教育支出は OECD 平均が 25%、日本は 26%である。これはイギリス (21%) よりは高いものの、ドイツ (26%)、フランス (27%) とほぼ同レベルで、スウェーデン (29%)、デンマーク (29%)、アメリカ (30%) を下回る。なお、就学前教育支出については、日本は OECD 平均 (17%) を下回る 13%となっている (第 2 章第 4 節参照)。したがって、仮に教育支出を含めても、日本の位置が上がる可能性は小さいと考えられる。

定義の問題に関連して、企業が支給してきた家族手当や配偶者手当を考慮すると、日本の家族支出の国際的な位置づけは変わるのではないかという意見も出された。これについては、企業の福利厚生費の性格は社会支出とは異なる、法定福利厚生費以外の福利厚生費はそれほど大きな規模ではなく近年はほとんど伸びていないとの指摘があった。

### 4. 第3章 児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題

討論者からコメントがあり議論となったのは、主に次の 3 点である。

第 1 は、児童手当が大きく育たなかった理由である。すなわち、児童手当が発足後に経済基調が変容し国の財政状況が厳しさを増したことが本質的な理由なのか、児童手当の理念・目的について国民の間に強いコンセンサスがないことが主要な理由なのか、という議論である。ただし、これはウエイトの置き方の相違ないしは課題の設定の仕方の問題であるともいえる。例えば、第 3 章は、財政制約要因を否定しているわけではなく、それを打開するためにも、児童手当の理念・目的を明確化し国民的コンセンサスを得ることの重要性が強調されている。

第 2 は、児童手当の財源確保方策である。第 3 章の児童手当の財政試算では、扶養控除を廃止しその財源を児童手当に振り替えることによって、現行の 2 倍程度の手当額を 20 歳程度まで支給できることを示している。討論者の指摘は、これは基本的には子育て世帯の間での財源配分の変更に過ぎず、社会連帯の理念に基づく「育児保険構想」や消費税財源を子育て支援にも充当することを提言すべきだというものである。本書全体を貫く主張は子育て支援の拡充であり、討論者からのこれらの指摘については、第 3 章の本文の中で執筆者の考え方を述べることとなった。

第 3 は、離別した父親から養育費を徴収する仕組の是非である。討論者のコメントは、養育義務が履行されないまま児童扶養手当が肩代わりの役回りをするのは公正に反する

ため、母親や子どもに代わって離別した父親から養育費の徴収を行うシステムを構築することを真剣に考えるべきであるというものである。これに対しては、実務上の問題に加え民法や離婚法制の基本に関わる問題であり、やはり実現は難しいのではないかといった意見のほか、養育費の支払い不履行を放置してよいと知っているわけではなく「ハード・ポリシー」か「ソフト・ポリシー」かの相違ではないかといった議論があった。

#### 5. 第4章 子どもの貧困—国際比較の視点から—

第4章では、日本の子どもの貧困率が近年上昇しているうえに、国際的にみても貧困率が高い方に位置していることが示されている。そうした実態を明らかにした意義が討論者から評価される一方で、ここでの貧困率は相対的な概念に基づくものであり、一口に「貧困」といってもその実状はそれぞれの国の経済水準によって異なることに留意すべきだという指摘があった。すなわち、近い将来に日本の子どもの貧困率がアメリカと肩を並べるレベルまで高まったとしても、それはアメリカと同程度に日本も子ども同士の格差が大きい社会になったことを意味するにとどまり、貧しい子どもの大量出現を意味しているわけではないということである。

扶養控除と児童手当、児童扶養手当の貧困削減効果については、小規模な手当は扶養控除よりも再分配効果が小さいという分析結果に基づき、第1章など他の章との関連も含めて子育て世帯への現金給付のあり方について議論が行われた。

#### 6. 第5章 母子世帯の経済状況と社会保障

日本の母子世帯の母親就労率が国際的にみても顕著に高いことや、アメリカやイギリスのような福祉依存は日本の実態に合致しないことは、参加者の共通認識であった。その上で、実証分析結果について議論が行われた。焦点となったのは受給可能上限所得の変数の解釈についてであり、所得上限額が高いのは多子世帯であるため給付や所得控除が大きいことを意味しており、実証分析結果が示しているのは多子世帯の母親ほど就業しているということではないかという指摘があった。他方、実証結果から導かれる「児童扶養手当と就労は補完関係にある」というインプリケーションについては、おおむね実態に合致するという評価があり、児童扶養手当の存在は生活保護にならないための下支えとなっているという指摘があった。また、母子世帯が収入を拡大することで経済的自立を果たすことは、労働市場の閉鎖性や正規労働者と非正規労働者の賃金格差などにより大変難しいとの現状認識が執筆者及び参加者によって強調された。

#### 7. 第6章 保育サービスの再分配効果と母親の就労

住民が納得できる保育料体系をつくるために日々頭を悩ませている市区町村の実状紹介を端緒として、認可保育所の保育料をどのような水準に設定すべきかについて広範な議論が行われた。

まず、応能負担を重視すると利用者のうちかなりのウエイトを占める住民税非課税世帯の

保育料が極端に安くなる半面、中堅所得層の保育料負担が大きくなってしまふことや、サラリーマンと自営業者の所得捕捉率の差が保育料負担にも反映されてしまふといった実務面からの問題提起が行われた。続いて、保育所を利用する共働き世帯と保育所を利用しない専業主婦世帯との公平性という観点から、保育料徴収についても応益性を高めたいと考える自治体が増えていることが報告された。

参加者の大方の認識は、今日のように保育サービス利用が普遍化した状況では、応益負担の要素を強めていくのが望ましい方向であるというものである。しかし、その一方で、保護を必要とする子どもや困窮世帯の子どものケアなど、これまで保育所が果たしてきたセイフティーネット機能をどのように維持するかも考えるべきだという指摘もあった。母親の就業と保育料の関係についても議論があった。応能負担の場合には世帯単位での所得にリンクして保育料が決まるが、そうしたシステムでは夫婦共働きで高所得を得るようになると保育料も高くなるため、母親は機会費用の高さから就業を断念する可能性も出てくる。こうした副次的な影響を考えると、応能負担によって利用者間で再分配を行うことは問題だという指摘があった。

## 8. 第7章 待機児童問題の経済分析

待機児童問題を解消するには、公立認可保育所の民営化によるサービス供給の増加が重要な手段となりうるという提言に対して、参加者から多くのコメントが寄せられた。公立保育所の人件費が高いことや、閉園時間が早いといったサービス供給の硬直性を考えると、民営化はこれらの問題の解消にも役立つという指摘がある一方で、民営化が保育の質の低下につながるのではないかという懸念も出された。第三者評価など保育の質のアセスメント方法については模索が続いているという指摘もあった。

さらに、子どもの福祉という観点から望ましい保育サービスとは何かを考えるべきだという重要な指摘もあった。長時間勤務に合わせて延長保育が可能となったり、経済力さえあれば保育サービスをいくらでも購入できたりする状況が、子どもの幸せにつながるのかどうかという疑問が生じる。親たちの働き方の見直しを含めて保育サービスのあり方を考える必要があることが強調された。

なお、計量分析については、推計結果の安定性や、インターネット調査から得られたデータを使用することによる限界も触れるべきだというコメントがあった。これらの指摘については第7章の中で説明することとなった。

## 9. 第8章 保育をめぐる新しい動き—スウェーデンの示唆—

第8章では、保育をめぐる新しい動きとして、幼保一元化と学童保育を取り上げている。まず、幼保一元化に関しては、討論者から厚生労働省が2006年に導入を検討している総合施設と幼保一元化施設の違い、保育の質に関する統一基準、機会の平等を確保する政策の一つとしての就学前教育の役割について、コメントが出された。総合施設は幼稚園と保育所機能を一体化させた施設である。しかし、これまで支援が手薄であった3歳未満児を抱

える専業主婦世帯への支援をも視野に入れており、単に幼稚園と保育所を一体化した以上の役割が期待されている。保育の質に関しては幼保一元化に際し、幼稚園と保育所、基準の低い方に合わせる動きが出ているが、このような傾向は児童福祉分野に限られたことではなく、医療や介護の分野についてもみられる動きである。また、人生のスタート地点における就学前の処遇の違いが、将来の個々人間の格差をもたらす要因であるならば、日本においても就学前教育の重要性を認識し、機会の平等を確保する政策を推し進めていく必要があること、また、その視点に立ったときスウェーデンやイギリスの議論が参考になることが指摘された。

学童保育については、保育を必要とする児童に対して施設数が大幅に不足していることが大きな問題となっているが、学校施設は現在、最も余裕のあるリソースであり、学校施設の利用をもっと考えるべきである、というコメントが出された。

#### 10. 第9章 誰が育児休業を取得するのか—育児休業制度普及の問題点—

育児休業を取得できるのは人的資本の大きい、高所得女性に限られるという第10章の分析結果に基づき、育児休業給付金制度のあり方が論点となった。男女雇用機会均等法施行後、多くの企業で事務職は派遣社員など非正規雇用者に代替され、正社員として残るのは総合職女性という傾向が強まっているため、育児休業を取得する資格を持つ女性が限られてきている。執筆者は、現行の育児休業給付金制度は再分配の観点から問題があり、廃止すべきだという立場を明確に示した。これに対して討論者の一人からは、カナダで行われているように、自営業者と雇用者の差別なく、出産によって失われた所得の一部を補填するという方向に給付金制度を再構築し、支給対象者も広げて強化すべきだというコメントが出された。

出産で離職した女性が労働市場に復帰できるように再訓練や再雇用の制度を充実させるべきだという意見には、執筆者を含めて多数の参加者の合意が得られた。ただし、それらの施策を雇用保険財源により行うことについては賛否が分かれた。

#### 11. 第10章 企業子育て支援への取組みと今後の方向性

仕事に目を向けた支援から家庭に目を向けた支援への転換が必要だという参加者の意見が多かった。施策の実施について法制度上の一律性を確保することは重要であるが、子どもは10歳ぐらいまでは保育（ケア）を必要とする存在であることを前提とすれば、子どもの成長段階や家庭の事情に合わせてケース・バイ・ケースの対応をすることで、必要なケアが確保されるべきだという指摘があった。

男性の育児休業取得が進まない半面、介護休業は育児休業よりも男性の取得率が高いのはなぜかという点もポイントとなった。キャリア形成上重要な時期に子育て期が重なるため、男性は育児休業を取得しない傾向にあるという指摘や、介護は未婚男性も直面する問題であることが取得率の違いを生んでいるといった指摘が執筆者からあった。

最後に、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の策定が努力義務にとどまっ

ている 300 人以下の中小企業で働く雇用者のワーク・ライフ・バランスについて議論があった。執筆者からは、中小企業は不況下で両立支援を行う余裕がない半面、少人数の利点を生かしてケース・バイ・ケースの対応がされている場合もあることが紹介された。

## 12. 第 11 章 児童虐待への対応としての「親子分離」と「地域子育て支援」

討論者からのコメントに基づいて、参加者の間で議論となったのは主に次の 3 点である。第 1 は、親子分離が必要となるケースとそれ以外のケースは、質的に異なるのか、それとも連続的なのか、という点である。これについては、親子分離を必要とするケースは、問題の深刻度ははるかに高いだけではなく発生原因等も質的に異なるということが、参加者の基本認識であった。

第 2 は、児童虐待をどのように分類するのが適当かという点である。執筆者はもともと、「家庭が抱えているリスク」と「子育て力」という 2 つの分析評価を設定していたが、討論者からは、保護者自身の状態をより重視し、「保護者リスク」とでもいべきもう一つの評価基準（軸）を設定する必要があるのではないかというコメントがあった。結論としては、複雑な類型化を避ける観点や必要となる支援内容等との関連も考慮し、評価基準（軸）を再整理することとなった。

第 3 は、児童相談所が相反する役割を担うことの是非である。児童虐待への対応に当たっては、「分離役割」（親子を分離し子どもを一時保護所や児童養護施設などに保護する措置を行う役割）と「支援役割」（保護者との関係を良好に保ち、予防の段階から家庭の再統合に至るプロセスを保護者とともに「歩んでいく」という役割）の 2 つが必要になる。この 2 つの役割については、同一機関が一元的に担うべきであるという意見もあるが、執筆者は、同一の機関がすべて担うことには不都合な点も多いと指摘している。討論者および参加者からは、執筆者と同様に、別の機関が意図的に分担すべきではないか、「分離役割」については司法機関との関係の強化が必要ではないか、部分的な親権停止が認められていないなど親権に関する民法の検討の取組みが遅れているのではないかと、いった意見が出された。

## Ⅲ. おわりに

本書で各研究者が考察した子育て世帯を巡る課題は、高齢者の所得保障のあり方や地方自治体の保健福祉財政、就労と子育ての両立支援対策など財政的な裏づけを必要とするもの、被虐待児の保護にかかわる親権停止などの司法にかかわるもの、次世代育成支援対策推進法における企業の法律遵守のように労務管理にかかわるものまで、広範な課題だった。それは「子育て世帯」が社会の基礎的一単位であり、言い換えれば、社会的動物である人類が、老若男女お互いの関わりの中で生きていることの証しであり当然のことである。

本書、第 1・2 章で、高齢者に偏った社会保障給付の実態を明らかにした。所得格差の拡大が世代間のみならず世代内の格差の拡大をもたらしたこと、子育て世帯の多い若い世代の格差の拡大が高齢者のそれ以上だったことなどが実証研究を通して明らかにされた。第

4・5章では母子世帯など、経済的に恵まれない子育て世帯の存在も明確になった。このような客観的な事実が示されれば即、「子育て世帯に対する経済的社会的支援をもっと行うべきである」という主張が、すべての人々の共有するところとなるべきである。しかし、ワークショップにおける議論はその期待が甘いものであることを教えてくれた。「なぜ、高齢者より子育て世帯に財政的に多くを投入しなければならないのか」という問いかけが、参加者から繰り返されたからである。そのたびに「子どものために何でもしてやりたい」と考えることが大人として当然の使命だと疑わなかった自分と「子育て世帯への支援の理由づけをもとめる」者との大きな価値観の断絶を思い知らされることになった。しかし、山崎（2004）が指摘するように、子育て世帯に対する共助のシステムを構築できるかは、不安を共有できるか否かにかかっている。すなわち、育児に伴うさまざまな支援ニーズが高まっているにしても、子どもを持つこと自体は回避できる（産まないという選択ができる）ため、不安を幅広く共有することが難しいのである。少子化が社会にとってリスクであったとしても、個々人の受け止め方は多様なのである。

子育て世帯は支援されるべきであり、子どもは保護されるべきであるという基本的認識すら共有できない日本にあって、子育て世帯の社会保障の展望をどう思い描いていけるか、悲観的にならざるを得ない。ましてや「働く母親」の支援となれば、母親が働くのは家庭責任を果たしてこそ成り立つとの考え方や、子どもは幼いとき母親が育ててこそ「健全」に育つとの考え方など、根強い「思い込み」が、議論のきっかけさえも与えないのが現実である。

第10章で述べられているように、仕事と家庭の両立を願う若年女性は「家庭と両立する仕事」でなく「仕事と両立する家庭」を模索するようになった、というのは事実である。そして、そのような家庭がもてないから、今の少子化があるというのも納得できる。2004年の流行語に「負け犬」という言葉があった。これは30歳代で独身で子どものいない女性を差別的に表現した言葉である。しかし、日本の女性はある意味では全員負け犬である。なぜなら、結婚か仕事か、子どもか仕事か、などといった何の関係もない取引に取り込まれて、無意味な「合理的選択」をすることを受け入れているからである。今の日本のように「性別役割分業の打破」や「男女共同参画」など、スローガンに終わり人々の行動が変わらない社会にあって「勝ち犬」は存在しない。

第9章で育児休業を取得できる者が一部の限られた女性であることが実証されている。一部の恵まれた条件にある女性だけが、制度の適用を受け、幸運な家族環境にいられた場合、奇跡的に両立ができるのが日本の現実である。そのことは、制度に守られた者とそうでない者との間に大きな亀裂を生んでいる。それは山崎（2004）が育児の社会化が困難である理由として挙げていた、子どもの問題については、子のある人といない人、専業主婦と共働きの間で大きな意見の相違があるという事実と共通する部分がある。自分のおかれた立場を乗り越えて「子どもは健やかに育つ環境を与えられなければならない」という基本合意が希薄なのである。その事実を指摘する研究者の意見に対しても、それが特に女性研究者の発言だと、「恵まれた者からの発言」という、不当なレッテルが貼られることが多

く、冷静な議論が行われにくいことは残念だ。

本書の各章は、平成 14～15 年度の 2 ヶ年間に厚生労働科学研究費の研究に参加した研究者を中心として執筆されている。執筆者には仕事と子育てを経験してきた者が多い。この研究に参加したのは、日本において近年「子どもの置かれた状況が危い」と感じる共通認識がそれぞれにあったからである。しかし、どのようにすれば「子育て世帯の支援」になるか、それがひいては個々の子どもの幸せ（ウェルビーイング）の保障につながるのか、合意のとれた結論をだすことはできなかった。だが、参加した研究者は、何を犠牲にしても子どもの幸せを保障する社会をつくることが重要であるという、基本的意識だけは共有していたと思う。もちろん程度の差こそあれ、この意見に賛同する人は世の中に少なくないと思うが、自分が付与されている社会的な資源を子育て世帯により多く投入し支援すべきという考えに賛同するとは限らない。日本の現実はまだそこまで、子育て世帯の問題を重要と考えるには至っていないように思う。昨今、厚生労働行政に関わりのある分野のみならず、ありとあらゆる政策分野で「少子化対策」の重要性を強調する傾向がある。それがたとえ有利に予算をとるための戦略以上の意味を現実にはもっていなかったとしても、「子どもが少なくなっていく社会を良しとしない」という、社会的コンセンサスの形成には少なからず良い影響を与えていると評価したい。現状では、「子どもを生み育てることに希望をもてる社会にしたい」という願望が、わずかに人々の共通項になりえる程度ではないだろうか。だからこそ、子育て世帯の社会保障の展望はまだ見えず、少子化の歯止め策も見えない。子育て世帯の研究が継続され、実証と理論に基づいた研究成果が明らかにされ、その事実によって、子育て世帯の社会保障の充実が人々の最優先政策として認知される日を待ち望みたい。



国立社会保障・人口問題研究所 研究叢書 『子育て世帯の社会保障』

2005年3月刊予定

まえがき (阿藤誠) 敬称略

目次

序章 「子育て世帯の社会保障」の意義と本書の構成 (島崎謙治)

第1部 子育て世帯の現状

第1章 子どものいる世帯の経済状況 (大石亜希子)

第2章 子育て世帯に対する社会保障給付の現状と国際比較 (勝又幸子)

第2部 子育て世帯に対する所得保障

第3章 児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題 (島崎謙治)

第4章 子どもの貧困—国際比較の視点から— (阿部彩)

第5章 母子世帯の経済状況と社会保障 (阿部彩・大石亜希子)

第3部 保育サービスをめぐる動向と課題

第6章 保育サービスの再分配効果と母親の就労 (大石亜希子)

第7章 待機児童問題の経済分析 (周燕飛・大石亜希子)

第8章 保育をめぐる新しい動き—スウェーデンの示唆— (千年よしみ)

第4部 子育て世帯に対する企業・地域による支援

第9章 誰が育児休業を取得するのか—育児休業制度普及の問題点—  
(阿部正浩)

第10章 企業の子育て支援への取組みと今後の方向性 (本庄美佳)

第11章 児童虐待への対応としての「親子分離」と「地域子育て支援」  
(新保幸男)

資料 ワークショップ「子育て世帯の社会保障」における議論の概要

執筆者紹介

分担	指名	所属
はじめに	阿藤誠	国立社会保障・人口問題研究所 所長
序章 第3章	島崎謙治	同 副所長
第1. 5. 6. 7章	大石亜希子	同 社会保障基礎理論研究部 第2室長
第2章	勝又幸子	同 企画部 第3室長
第4. 5章	阿部彩	同 国際関係部 第2室長
第7章	周燕飛	独立行政法人 労働研究・研修機構 研究員
第8章	千年よしみ	国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部 第1室長
第9章	阿部正浩	獨協大学経済学部助教授
第10章	本庄美佳	(株)電通・人材開発局 主管
第11章	新保幸男	神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科助教授

# 社会保障における少子化対策の 位置付けに関する研究

H15－政策－006

平成15～16年度

国立社会保障・人口問題研究所  
企画部 勝又幸子

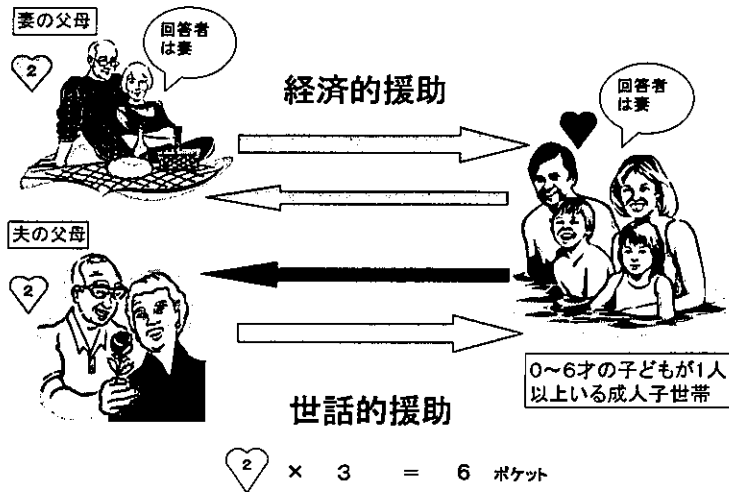
1

## 研究目的

- 現代の成人子世帯と高齢者世帯の援助関係(私的移転)の実態を調査する。
- 少子化対策を推進する上で、「私的移転」の実態を踏まえて「公的移転」で何を配慮すべきかを考察する。
- 政策分析として、これまでの少子化対策は何を優先させてきたのかをまとめる。

2

## 親子世帯間の援助の実態と意識に関する調査



3

## 調査の手続きと調査票の回収状況

- JSR(日本統計調査株式会社)アクセスパネルを利用した郵送によるアンケート調査
- 高齢者世帯調査 有効票数 1,412  
有効回収率 86.9%
- 成人子世帯調査 有効票数 1,466  
有効回収率 90.2%

4

## JSRアクセスパネルとは

- 住民基本台帳をベースにした標本枠
- 関東圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)約10万世帯(35.5万人)
- 阪神圏(大阪・兵庫)約4.6万世帯(16万人)
- その他地域 約5万世帯(18.5万人)

5

## 調査世帯定義

- 関東圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)及び、阪神圏(京都・大阪・兵庫)に居住する世帯を対象
- 高齢者世帯とは「0~6歳の孫を1人以上持つ世帯」
- 成人子世帯とは「0~6歳の子を1人以上持つ世帯」

6

## 調査対象者の属性

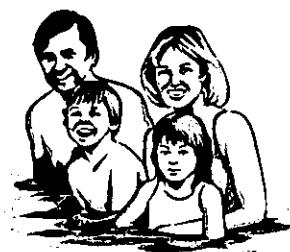
### 高齢者世帯



妻の年齢 60歳代が6割  
夫の年齢 60～74歳が6割  
子ども数:2人が6割 3人が2割 平均子ども数は2.12人  
第1子年齢は30～40歳代前半 第2子年齢は30歳代  
最も交流のある子ども:  
第1子(54.4%)第2子(35.1%)

7

### 成人子世帯



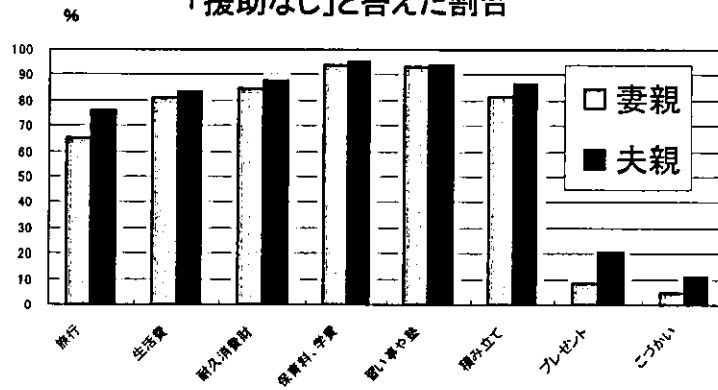
妻の父の年齢55～74歳  
妻の母の年齢50～74歳  
夫の父母の年齢55～74歳  
父母とも60歳代中心

妻年齢 25～44歳 97.6%  
夫年齢 25～49歳 97.5%  
平均子ども数 1.98人  
妻の就業状況:  
無職 67.3%  
パートアルバイト19.5%  
フルタイム就業 3.9%  
夫の就業上地位:正規雇用者84.4% 自営12.4%  
同居 7.3%

8

## 経済的援助(成人子が回答)

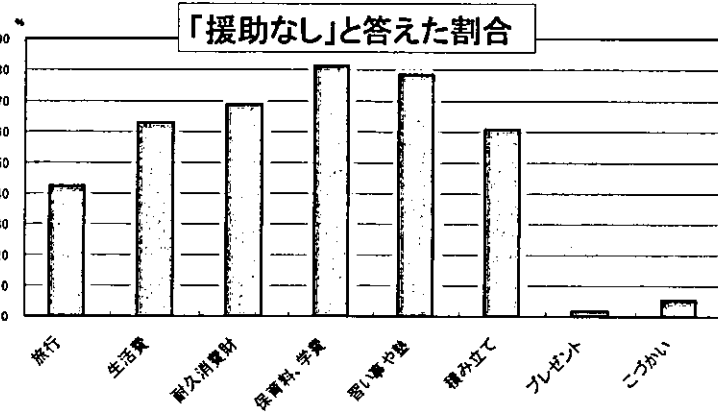
「援助なし」と答えた割合



9

## 経済的援助(祖父母が回答)

「援助なし」と答えた割合



10

## 経済的援助(1)

- 成人子世帯が親から受けている経済的援助は「孫へのプレゼントやこづかい」が9割以上で最も多く、金額は年額5万円以下が約9割。
- 「孫へのプレゼントやこづかい」をまったく援助していない割合は妻の親よりも夫の親の方が2倍以上高い。

11

## 経済的援助(2)

- 成人子世帯から祖父母世帯に対する援助はプレゼント以外はほとんど行われていない。
- プレゼントしている割合  
妻の両親へ82.6% 夫の両親へ76.0%
- 妻及び夫の両親ともに金額は1万円未満が5割以上

12

### 経済的援助(3)

- 「孫のための積み立て」をしている人の割合は、妻の親(14.2%)夫の親(9.2%)と少ない。
- 「孫のための積み立て」をしている人の金額では、過去1年間で10万円以上と応えている人が妻の親(36.1%)夫の親(32.8%)と3割以上いる。

13

### 経済的援助(4)

- 親から高額贈与(1回50万円以上)を受けたことのある成人子世帯は全体の43.1%
- 累計600万円以上の高額贈与を受けたのは全体の1割
- 1千万以上の預貯金資産を持つ祖父母世帯の7割が成人子に対してなんらかの高額贈与を行っていたが、預貯金100万円以下の場合には2~3割。

14



## 世話的援助(1)

- 育児支援については、「子どもの身の回りの世話」が最も多く、妻側の祖母は「月1回以上」している者が全体の4割弱いる。
- 妻側の祖父も25%以上が「月1回以上」世話を担っている。これは、夫側の祖母の21%を上回っている。
- 夫側の親との同居が減少し妻側の親の役割が増大したのではないか。

15

## 世話的援助(2)

- 祖父母の最交流子  
娘65.7% 息子32.6%  
「孫の身の回りの世話」～「月に1度以上」  
祖母→娘(59.3%) 祖母→息子(50.1%)  
祖父→娘及び息子ともに約1割  
「子育てに関する悩み相談」～「2回に1回」  
祖母→娘(23%) 祖母→息子(16.4%)

16

## 世話的援助(3)

- 成人子(妻)が祖父母世帯におこなった世話的支援は、  
自分(妻)の親(45.4%) 夫の親(31.8%)
- 頻度はいづれも「年に数回」が最も多く頻繁に世話的支援をしている人は少ない。
- 同居が少なく(7.3%)祖父母が60歳代中心で若いため、必要が無かったのか。

17

## 世話的支援(4)

- 「悩み事の相談にのる」と答えた成人子(妻)は、  
自分の母親の場合は56.5%で半数以上。  
夫の母親への相談は21.8%  
自分の父親への相談は17.8%で、夫の母親の方が自分の父親よりも多く相談にのっている。

18

## 世話的支援(5)

- 祖父母からみた最交流子からの支援では、「悩み事の相談」は息子の場合は71.5%娘の場合は65.1%(実際の支援は息子の妻?)
- 両親に対して世話的支援を行っている者の数は最交流子の性別に関係無く少ない。
- 支援を受けている場合は「週1回以上」と頻度が高くなり、娘より息子で高くなっている。

19

## 家族関係に関する規範・意識

- 子世代では同別居に関わらず「家族である」と考えているが、親世代では子世代よりも同別居の別が重要であり、「同居なら家族である」とする人が子世代より多い。
- 経済的自立については、親・子ともに「親には頼らない」ことに賛意を表しているが、「手助け」は積極的に関わるべきと考えている。

20

## 援助に対する公的支援の必要性

- 高齢者への公的機関の支援は親・子世代ともに必要であるという意見が多数をしめた。
- 子育てに関する公的援助では意識に差がでている。親世代は公的援助より家族間で支援すべきという考えが半数近くいるが、子世代では8割がその意見に反対している。

21

## 調査結果からの考察

- 妻側の両親との交流が多く、経済的援助・世話的援助も娘に対してより多い。
- 妻側の父親からの援助は夫側の母親よりも多く、娘と両親の密接な援助関係が想像できる。
- 祖父母世帯の経済的状況の格差は成人子世帯より大きく、高額贈与など規模の違いがある。

22